#### 港区産業推進協議会規約

#### (名 称)

第1条 本会は、港区産業推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 港区における企業、商工団体及び行政等による公民連携を強化し、それぞれ の強みを活かしてビジネス機会の創出、次世代を担う人材の育成を支援するこ とで、産業振興を図りまちの活性化をめざす。

#### (事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 産業振興に資する事業
  - (2) 創業支援に資する事業
  - (3) 中長期的な次世代を担う人材育成支援に資する事業
  - (4) その他、前条の目的を達成するため必要な事業

#### (組 織)

- 第4条 協議会は、別表に掲げる委員で構成する。
  - 2 協議会に、会長1名、副会長1名、監事1名を置く。
  - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
  - 5 監事は、事業終了後及び会長が必要と認めたときに、事業の経費執行にかかる監査を行い、会長に報告するものとする。
  - 6 副会長・監事に欠員が生じた場合は、会長が委員の中から選任するものとする。
  - 7 協議会に新たな委員が参加しようとするときは、協議会の承認を得ることとする。
  - 8 協議会の目的達成のために、必要な助言を行う顧問を置くことができる。
  - 9 顧問は協議会に諮り会長が委嘱する。

#### (プロジェクトチーム)

第5条 会長は、第3条に定める事業の推進のため、必要に応じて協議会にプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームには、会長が指名するプロジェクトリーダーを置く。

#### (会 議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集する。
  - 2 会長は、会議の議長となる。
  - 3 協議会の定足数は、協議会構成員の過半数とする。
  - 4 委任状を提出した者は会議に出席したものとみなす。 但し、委任状による出席者でその委任状に受任者の記載がない場合は、議長 に委任したものとみなす。
  - 5 協議会は、必要に応じて関係機関等に参画を要請できる。

#### (事務局)

- 第7条 協議会の事務局は、一般社団法人港産業会イノベーションポート 200 (青年部会) (大阪市港区磯路3丁目19番1号) に置く。
  - 2 事務局は、協議会の庶務を港区役所総務課と共同で行うものとする。

#### (経費)

第8条 事業に要する経費は、大阪市からの分担金及び本事業の目的や主旨に賛同する企業等からの協賛金や協力金等をもって充てる。

#### (その他)

第9条 この規約に定めのない事項については、必要に応じ別途協議する。

附 則 この規約は、平成30年2月2日から施行する。

附 則 この改正規約は、平成30年4月6日から施行する。

# 港区産業推進協議会 委員

### (別 表)

委 員	(一社) 港産業会会長	松井信一
会 長		
委員	(一社) 港産業会イノベーションポ	高 満 洋 徳
副会長	나 200 (青年部会) 会長	
委員	(一財) 大阪市コミュニティ	仲 窪 宏 之
監事	協会港区支部協議会事務局長	
委員	大阪商工会議所西支部	森川博雄
	事務局長	
委 員	港区商店会連盟会長	木 村 武 三
委員	大阪市港区長	筋原章博
顧問	港区地域振興会会長	武智虎義
	(一社) 港産業会名誉会長	

### 事務局

事務局長	(一社) 港産業会イノベーションポ	弓 場 直 樹
	- 1 200 (青年部会) 事務局長	
会計担当	(一社) 港産業会	道前幸三
	事務局長	
広報担当	(一社) 港産業会イノベーションポ	巽 忠雄
	→ 200 (青年部会) 副事務局長	
	大阪市港区役所	藤田直一
	政策推進担当課長	
	大阪市港区役所	中村忠雄
	政策推進担当課長代理	

# オブザーバー

経済戦略局			
産業振興部産業振興課長	岩 神	誠	